

8. 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

① 現状分析

- 中心市街地の北側に位置する J R 石巻駅は、石巻線、仙石線、仙石東北ラインが乗り入れている。また、駅前のバス乗り場からは、複数の路線バスの乗り降りが可能であり、石巻市における公共交通の結節点として機能している。
- 中心市街地の東側の川沿いエリアに平成 30 年 6 月に完成した「石巻市かわまち交通広場」にも路線バスが乗り入れるようになり、新たな交通の拠点が形成された。
- しかし、中心市街地における交通アクセスは依然として自家用車が多く、朝や夕方のお勤や退勤の時間帯には渋滞が起こる箇所も多い。
- 今後の急速な高齢化の進展により、自家用車を利用できない市民が増加すると考えられるため、住民の移動手段の確保のためにも、公共交通の充実が求められている。

② 事業の必要性

- バス交通の充実と中心市街地の歩行者・自転車通行量の増加を目指すとともに、路線バスの利便性、快適性の向上を図るため、これまで取り組んできた事業に対して継続的かつ発展的に取り組むとともに、バス利用の快適性と利便性の向上を図るための事業を総合的に推進する必要がある。
- 今後も復興事業により中心市街地の道路事情は大きく変化するため、交通状況の移り変わりを注視しながら、新たな交通の拠点となる「石巻市かわまち交通広場」の活用や、公共交通の最適化を検討していく必要がある。

③ フォローアップ

- 年 1 回、基本計画に位置付けた取り組みの進捗調査を行い、目標指標への効果を把握しながら、必要に応じて事業の改善などの措置を講ずる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

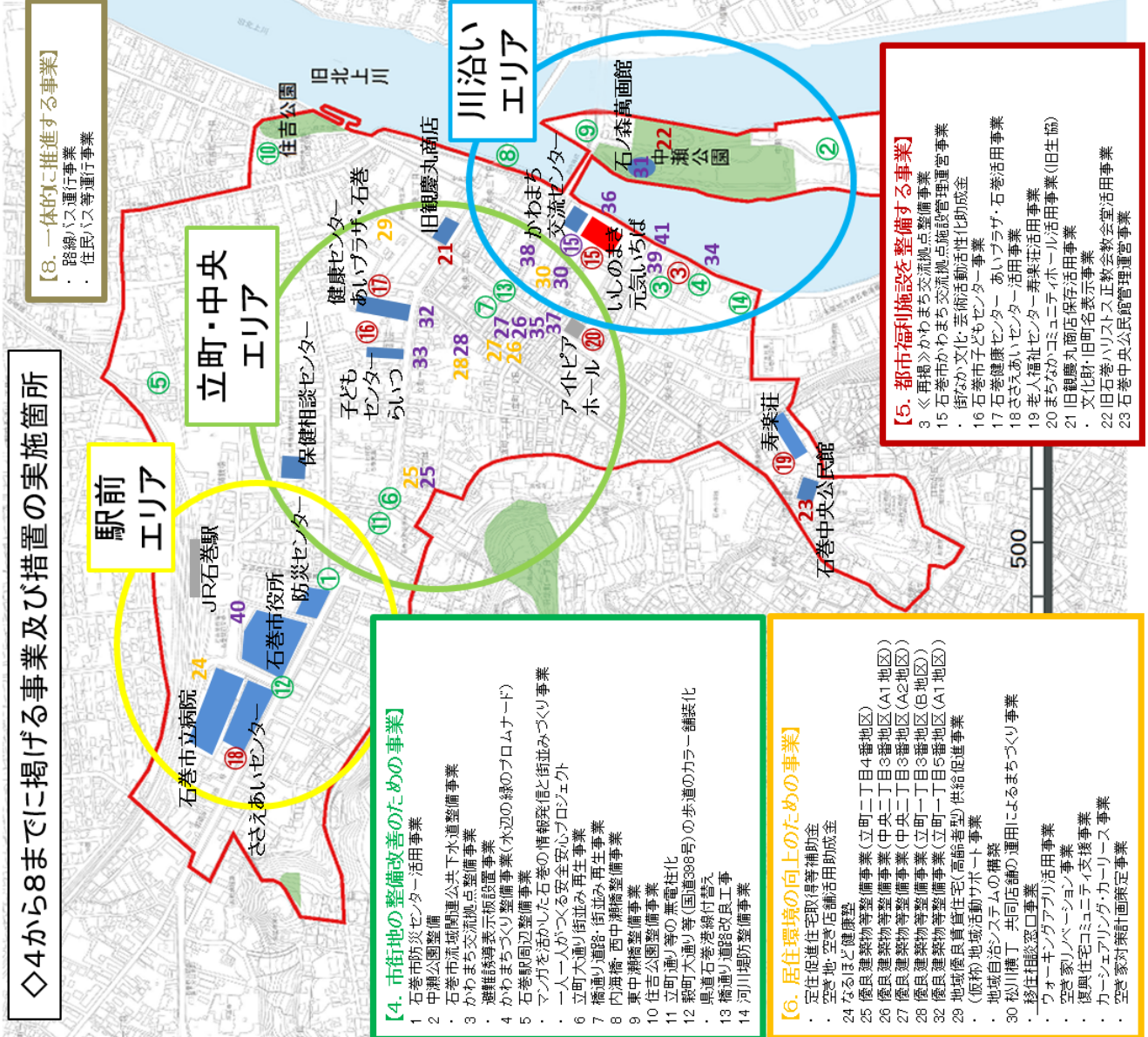
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 路線バス運行事業</p> <p>【内容】 既存バスの経路変更と新たな路線バスの運行</p> <p>【実施時期】 平成30年度～</p>	株ミヤコーバス	<p>「いしのまき元気いちば」を起終点とする経路変更の実施。同停留所の路線バスを運行（3路線）することで活性化を図る。</p> <p>本事業は、中心市街地の社会増減数、2施設の利用者数、歩行者・自転車通行量に効果のある事業である。</p>	<p>【支援措置】 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金（蛇田線））</p> <p>【実施時期】 令和3年度～</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 住民バス等運行事業</p> <p>【内容】 高台に住む市民を対象とした乗り合いタクシーの運行</p> <p>【実施時期】 平成22年度～</p>	山の手地区乗合タクシー運行協議会	<p>高台にある山の手地区において、中心市街地などへの通院や買い物をする方の利便性、快適性の向上を図るために乗り合いタクシーを運行する。</p> <p>本事業は、中心市街地の社会増減数、2施設の利用者数、歩行者・自転車通行量に効果のある事業である。</p>	<p>【支援措置】 —</p> <p>【実施時期】 —</p>	

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



【8. 一体的に推進する事業】

- ・ 路線バス運行事業
- ・ 住民バス等運行事業

【7. 経済活力の向上のための事業】

- ・ マンガを活かした石巻の情報発信と街並みづくり事業
- 15 《再掲》石巻市かわまち交流拠点施設管理運営事業
- ・ 空き地・空き店舗活用助成金
- 25 《再掲》優良建築物等整備事業(立町二丁目4番地区)
- 26 《再掲》優良建築物等整備事業(中央二丁目3番地区(A1地区))
- 27 《再掲》優良建築物等整備事業(中央二丁目3番地区(A2地区))
- 28 《再掲》優良建築物等整備事業(立町一丁目3番地区(B地区))
- 30 《再掲》松川橋工・共同店舗の運用によるかわまちづくり事業
- ・ 石巻マンロード整備活用事業
- ・ 石巻川開港祭
- ・ 地方創生RPGによる地域賑わい創出事業
- ・ 街なかイベント開催助成金
- ・ 石巻マンロード新名物創出事業
- 31 石ノ森萬画館実施事業
- 32 《再掲》優良建築物等整備事業(立町一丁目5番地区(A1地区))
- 33 《再掲》優良建築物等整備事業(立町一丁目5番地区(A2地区))
- 38 優良建築物等整備事業(水辺の緑のプロムナード)
- 5 石巻駅前周辺整備事業
- 34 復興観光路運営事業
- ・ 震災の語り部・震災学習
- ・ 復興特区法に基づく規制特例(まちなか再生特区)
- ・ かわまちエリアマネジメント事業
- ・ Reborn Art Festival
- ・ 創業支援事業
- ・ 大規模小売店舗立地法の特例区域の特例区域の指定の要請
- ・ 街づくりまぼろし・次世代型商店街形成支援事業
- ・ STAND UP WEEK
- ・ いしのまき学校
- 35 石巻まの 本棚
- ・ B-HINOMAKI金曜映画館・いしのまき演劇祭
- ・ 街なか震災伝承・語り部事業
- ・ 街なか出発・地域巡り事業
- 36 いしのまき元気いちば運営・石巻の真実信事業
- 37 猫活プロジェクト
- ・ 街なか創業・事業継承支援事業
- ・ 中心市街地賑わい創出活性化助成金
- ・ 市内NPOの周知及び情報発信支援事業
- ・ 市民主体イベント「石巻に恋しちゃった」から派生したサンファン・石巻まつりの企画・運営補助事業
- ・ 子育て世代・女性事業者交流・相談事業
- ・ ストレスを抱える女性の自己回復力向上のための人材育成事業
- ・ 街なか集客販促イベント共同化事業
- ・ まちなか駐車券サービス事業
- 38 マンガクリエイター支援事業
- ・ COMMON-SHIP橋通り運営事業
- ・ トリコロレ音楽祭石巻
- ・ マンガファンコミュニティアム事業
- ・ 物産市等開催・参加支援補助金
- 39 石巻ふれあい朝市
- ・ 観光ボランティアによる市内観光案内及び大震災まぼろしの案内
- ・ ホンハールのまき
- ・ 案内所整備事業
- ・ 滞在型周遊戦略事業
- ・ 街なかインハウンド推進ネットワーク
- 40 石巻観光案内センター運営事業
- ・ 着地型観光商品開発事業
- ・ マリーナ活用事業
- ・ 大型客船誘致事業
- 41 堤防防活用事業

【5. 都市福祉施設を整備する事業】

- 3 《再掲》かわまち交流拠点整備事業
- 15 石巻市かわまち交流拠点施設管理運営事業
- ・ 街なか文化・芸術活動活性化助成金
- 16 石巻子どもセンター事業
- 17 石巻健康センター・あいプラザ・石巻活用事業
- 18 ささえあいセンター活用事業
- 19 老人福祉センター・舞楽荘活用事業
- 20 まちなかコミュニティホール活用事業(旧生協)
- 21 旧鶴巻丸商店保存活用事業
- ・ 文化財・旧町表示事業
- 22 石巻ハリストス正教会堂活用事業
- 23 石巻中央公民館管理運営事業

【4. 市街地の整備改善のための事業】

- 1 石巻市防災センター活用事業
- 2 中瀬公園整備
- 3 石巻市流域間運公共下水道整備事業
- 3 かわまち交流拠点整備事業
- 3 渡輪線運送示板設置事業
- 4 かわまちづくり整備事業(水辺の緑のプロムナード)
- 5 石巻駅前周辺整備事業
- ・ マンガを活かした石巻の情報発信と街並みづくり事業
- ・ 一人一ががづる安全安心プロジェクト
- 6 立町大通り街並み再生事業
- 7 橋通り道路・街並み再生事業
- 8 内海橋 西中瀬橋整備事業
- 9 東中瀬橋整備事業
- 10 住吉公園整備事業
- 11 立町通り等の無電化
- 12 稲町大通り等(国道398号)の歩道のカラー舗装化
- 13 県道石巻港付登え
- 13 橋通り道路改良工事
- 14 河川堤防整備事業

【6. 居住環境の向上のための事業】

- ・ 定住促進住宅取得等補助金
- ・ 空き地・空き店舗活用助成金
- 24 なるほど健康塾
- 25 優良建築物等整備事業(立町二丁目4番地区)
- 26 優良建築物等整備事業(中央二丁目3番地区(A1地区))
- 27 優良建築物等整備事業(中央二丁目3番地区(A2地区))
- 28 優良建築物等整備事業(立町一丁目3番地区(B地区))
- 32 優良建築物等整備事業(立町一丁目5番地区(A1地区))
- 29 地域優良賃貸住宅(高齢者型)供給促進事業
- ・ (原称)地域活動カポポート事業
- ・ 地域自治会システム構築
- 30 松川橋工・共同店舗の運用によるかわまちづくり事業
- ・ 移住相談窓口事業
- ・ ウォーキングアプリ活用事業
- ・ 空き家リノベーション事業
- ・ 復興住宅コミュニティ支援事業
- ・ カーシェアリング・カーリース事業
- ・ 空き家対策計画策定事業

9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 市庁内体制

① 石巻市まちづくり活性化推進会議ワーキングチーム

●概 要：平成20年にまちづくり活性化推進会議を設置。

平成31年1月に中心市街地域での各事業における総合かつ横断的な調整及び担当者レベルでの詳細な検討をするためメンバーの再編を行った。

●設置目的：少子高齢化等の進展による人口の減少、大規模商業施設の郊外立地等により、空洞化の進む中心市街地及び周辺地域のにぎわいを取り戻し、魅力あふれるまちづくりを推進する。

●所掌事務

- ・ 中心市街地活性化基本計画に関すること。
- ・ 中心市街地及び周辺地域の活性化のための施策の検討に関すること。
- ・ 中心市街地及び周辺地域の活性化のための各種調査及び研究に関すること。
- ・ 中心市街地の市有建物敷地の活用に関すること。
- ・ 前項目に掲げるもののほか、中心市街地及び周辺地域の活性化に関すること。

●組 織

座 長 産業部次長

副座長 復興政策部復興政策課長、産業部商工課長、同部観光課長、建設部都市計画課長

チーム員 復興政策部復興政策課、財務部行政経営課、復興事業部基盤整備課、同部市街地整備課、福祉部福祉総務課、産業部商工課、同部観光課、建設部都市計画課、同部住宅課、同部河川港湾課、病院局事務部病院管理課、教育委員会教育総務課、同委員会生涯学習課

●これまでの経過

開催日	会議名称	内 容
平成31年1月18日	第1回まちづくり活性化推進会議ワーキングチーム	・ 中心市街地活性化基本計画の概要及び第2期計画の進捗状況について ・ 石巻市における中心市街地の現状
平成31年2月12日	第2回まちづくり活性化推進会議ワーキングチーム	・ 第3期中心市街地活性化基本計画掲載事業（グループワーク）について
平成31年3月19日	第3回まちづくり活性化推進会議ワーキングチーム	・ 第3期中心市街地活性化基本計画策定に係る目標及び指標について

② 石巻市まちづくり活性化推進会議

- 概 要：平成20年にまちづくり活性化推進会議を設置。

平成31年1月に中心市街地区域での各事業における総合かつ横断的な調整及び担当者レベルでの詳細な検討をするためメンバーの再編を行った。

- 設置目的：少子高齢化等の進展による人口の減少、大規模商業施設の郊外立地等により、空洞化の進む中心市街地及び周辺地域のにぎわいを取り戻し、魅力あふれるまちづくりを推進する。

●所掌事務

- ・中心市街地活性化基本計画に関すること。
- ・中心市街地及び周辺地域の活性化のための施策の検討に関すること。
- ・中心市街地及び周辺地域の活性化のための各種調査及び研究に関すること。
- ・中心市街地の市有建物敷地の活用に関すること。
- ・前項目に掲げるもののほか、中心市街地及び周辺地域の活性化に関すること。

●組 織

会 長 産業部長

副会長 復興政策部次長、復興事業部次長、産業部次長、建設部次長

委 員 復興政策部復興政策課長、財務部行政経営課長、復興事業部基盤整備課長、同部市街地整備課長、福祉部福祉総務課長、産業部商工課長、同部観光課長、建設部都市計画課長、同部住宅課長、同部河川港湾課長、病院局事務部病院管理課長、教育委員会教育総務課長、同委員会生涯学習課長

●これまでの経過

開 催 日	会 議 名 称	内 容
平成30年12月13日	第1回まちづくり活性化推進会議	・中心市街地活性化の必要性について ・第3期石巻市中心市街地活性化基本計画の策定について
令和元年5月30日	第1回まちづくり活性化推進会議	・第3期石巻市中心市街地活性化基本計画策定に係る進捗状況及び課題について
令和元年10月2日	第2回まちづくり活性化推進会議	・第3期石巻市中心市街地活性化基本計画の素案について
令和元年11月19日	第3回まちづくり活性化推進会議	・第3期石巻市中心市街地活性化基本計画の素案について

(2) 石巻市議会における審議の内容

平成29年3月 定例会	・ 第2期計画の変更申請により追加する事業の内容及び掲載事業の進捗状況について説明
平成29年6月 定例会	・ 中心市街地の現状と課題、第2期計画掲載事業の進捗状況について説明
平成29年12月 定例会	・ 第2期計画の目標指標の達成状況や、今後行われる事業と期待される成果についての説明
平成30年6月 定例会	・ 中心市街地の商業機能の確保に係る取り組みについて説明
平成30年9月 定例会	・ 第2期計画の目標指標の達成状況について説明 ・ 中心市街地における商業機能の維持及び公共交通利便性確保の取り組みについて説明
平成31年3月 定例会	・ 石巻マンガロードの整備と活用による「マンガを活かしたまちづくり」の展望についての説明 ・ 中心市街地の現状と課題、第2期計画掲載事業の成果、まちづくり会社との連携による今後の取り組みについて説明 ・ 第3期計画の方針、掲載事業の検討状況について説明
令和元年6月 定例会	・ 第2期計画の進捗状況と、第3期計画への課題の反映について説明

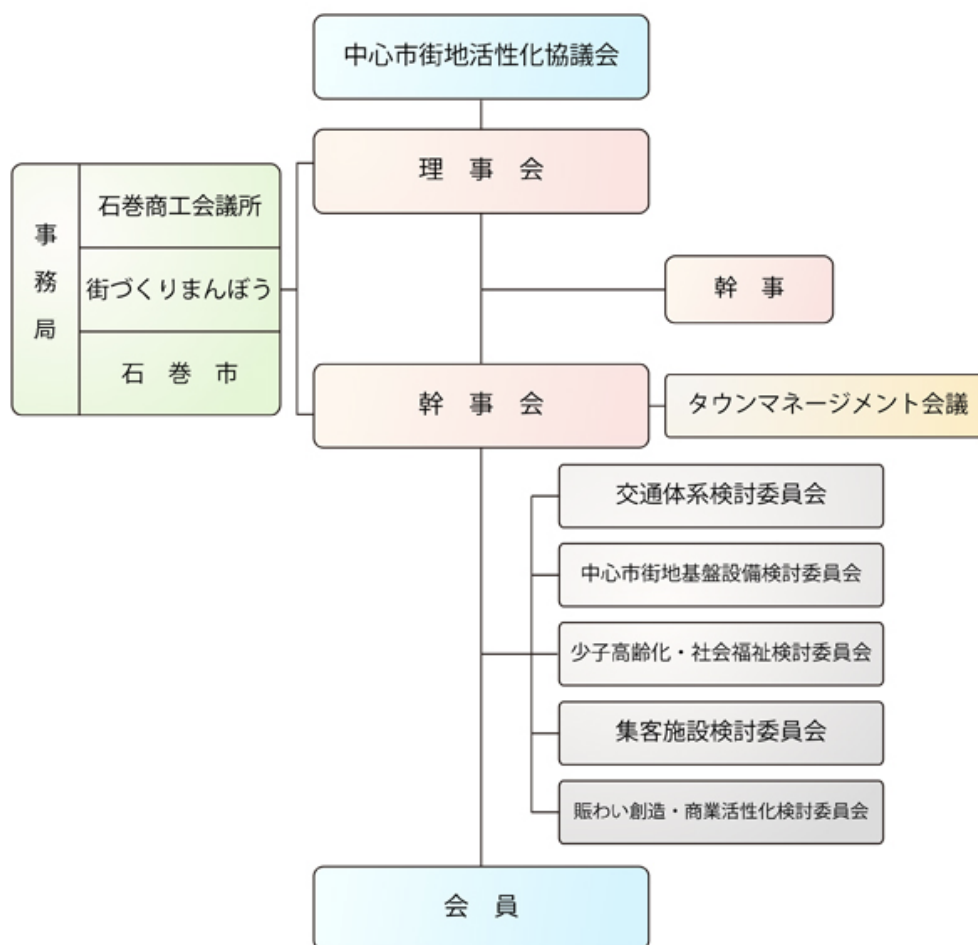
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 石巻市中心市街地活性化協議会

石巻商工会議所及び（株）街づくりまんぼうが共同設立者となり、石巻市が作成しようとする中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項と、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議することを目的として、平成19年10月22日、石巻市中心市街地活性化協議会を設立した。

石巻市中心市街地活性化協議会

1. 『中心市街地活性化協議会』の組織図



(2) 協議会の規約（中心市街地の活性化に関する法律との適合）

① 法第 15 条第 3 項 協議会組織時の公表

石巻市中心市街地活性化協議会規約において、公告に関して第 4 条に規定し、石巻市の広報紙、協議会ホームページへの掲載、必要に応じては新聞掲載等により行うことにしている。

② 法第 15 条第 4 項 関係者の参加 第 15 条第 5 項 参加の申し出

協議会の委員としての入会については、会長に申し込み、理事会の承認を得られれば入会できる。（規約第 7 条）

No.	役 職	所属団体等及び役職名
1	会 長	石巻商工会議所 会頭
2	副会長	㈱街づくりまんぼう 代表取締役
3	副会長	石巻市 副市長
4	副会長	石巻市議会 議長
5	理 事	石巻商工会議所 副会頭
6	理 事	石巻商工会議所 専務理事
7	理 事	(一社) 石巻観光協会 会長
8	理 事	㈱街づくりまんぼう
9	理 事	石巻市産業部 部長
10	理 事	立町大通り商店街振興組合 理事長
11	理 事	石巻を考える女性の会 会長
12	理 事	㈱本家秋田屋 代表取締役
13	理 事	東日本旅客鉄道㈱石巻駅 駅長
14	理 事	社会福祉法人石巻市社会福祉協議会 理事長
15	理 事	社会福祉法人 和仁福祉会 施設長
16	理 事	宮城県建設業協会石巻支部 支部長
17	理 事	宮城県宅地建物取引業協会石巻支部 支部長
18	理 事	日本製紙㈱石巻工場 工場長代理
19	理 事	東北電力㈱石巻営業所 所長
20	理 事	㈱三陸河北新報社 常務取締役
21	理 事	㈱石巻日日新聞社 代表取締役
22	監 事	㈱七十七銀行石巻支店 支店長
23	監 事	(社)石巻青年会議所 理事長

石巻市中心市街地活性化協議会 規約（全文）

第1章 総 則

（名 称）

第1条 本会は、「石巻市中心市街地活性化協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（事務所）

第2条 協議会は、事務所を宮城県石巻市に置く。

（目 的）

第3条 協議会は、「中心市街地の活性化に関する法律」（以下「法」という。）第9条第1項の規定により石巻市が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項について協議し、様々な主体が参加するまちづくりの運営を横断的・総合的に調整することで、石巻市中心市街地の活性化の推進と市勢の発展に寄与することを目的とする。

（公表の方法）

第4条 協議会の公表は、石巻市の広報紙への掲載の他、協議会ホームページに掲載することによりこれを行う。ただし、必要があると認めるときは、新聞掲載等によりこれを行うものとする。

（活 動）

第5条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

（1）中心市街地活性化に係る総合調整に関すること

① 石巻市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出

② 石巻市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整

③ 石巻市中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報交換

④ 石巻市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施

⑤ 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換

⑥ 協議会活動の情報発信（会報の発行、ホームページ開設等）

⑦ その他協議会の設立の趣旨に沿った活動の企画及び実施

（2）中心市街地の活性化に係る事業に関すること

① 市街地整備改善事業に関すること

② 都市福利施設整備事業に関すること

③ 街なか居住促進事業に関すること

④ 商業活性化事業に関すること

⑤ ①から④までに規定する事業及び措置と一体的に推進する公共交通機関の利用者の利便増進事業及び特定事業に関すること

（3）その他中心市街地の活性化に関すること

① 各種組織、団体との交流

② 関係情報の収集

③ その他、目的達成のための必要な活動

第2章 会 員

（会 員）

第6条 協議会会員は、中心市街地の活性化に関する法律の規定に該当するもので構成する。

（1）石巻商工会議所（法第15条第1項第2号イ）

（2）株式会社街づくりまんぼう（法第15条第1項第1号ロ）

（3）石巻市（法第15条第4項第3号）

（4）石巻市中心市街地において、法に規定する事業を実施しようとする者（法第15条第4項第1号）

（5）石巻市の認定基本計画の実施に関し密接な関係を有する者（法第15条第4項第2号）

（6）協議会の目的の推進において、協力が必要と認められる行政及び公共団体（法第15条第7項）

（7）協議会の目的に賛同し、石巻市中心市街地の活性化に関する活動又は事業等を行う者や協力する者（法第15条第8項）

（入 会）

第7条 会員として入会しようとする者は、入会申込書により会長に申し込み、理事会の承認を得なければならない。

（会 費）

第8条 会員は、本規定において定めるところにより、会費を納入しなければならない。

2 会費については、別途定める。

(退会)

第9条 会員は、協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し、又は解散したときは、協議会を退会したものとみなす。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

(1) 会費を1年以上納入しないとき

(2) 協議会の名誉を毀損し、又は協議会の設立趣旨に反する行為をしたとき

2 前項第2号の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う理事会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第11条 既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(役員)

第12条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 理事 20名以内

(4) 監事 2名

(5) 幹事 30名以内

2 会長は、総会において会員の中から選出する。

3 副会長は、総会において会員の中から選出する。なお、副会長複数名のうち1名は法第15条第1項に該当する会員とする。

4 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(理事)

第13条 協議会の理事は、総会において会員の中から選出する。

(監事)

第14条 協議会の監事は、総会において会員の中から選出する。

(幹事)

第15条 協議会の幹事は、会員の中から、会長が委嘱する。

(職務)

第16条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 理事は、理事会を構成し、協議会の運営のための活動を行う。

4 監事は、協議会の会計を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

5 幹事は、幹事会を構成し、個別プロジェクトのワーキンググループ会議等の連絡調整を行う。

(顧問)

第17条 協議会には顧問を置くことができる。

2 顧問は本協議会の目的達成について必要な重要事項について会長の諮問に応ずる。

3 顧問は会長が理事会の承認を得て委嘱する。

第4章 タウンマネージャー

(タウンマネージャー)

第17条 協議会は、第3条に掲げる目的達成並びに協議会における活動を円滑に進めるため、まちづくりについて専門的知見を有するタウンマネージャーを配置する。

2 タウンマネージャーは、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

3 タウンマネージャーの任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

4 タウンマネージャーは、各種活動実施にあたり計画・調整・助言等を行う。

第5章 会議

(会議の種類)

第18条 会議の種類は次のとおりとする。

(1) 総会

(2) 理事会

- (3) 幹事会
- (4) タウンマネージメント会議
- (5) ワーキンググループ会議
- (総会)

第19条 総会は、会員の参加により、毎年1回以上開催し、各基本計画事業の実施報告、新規事業の説明、監査報告、意見交換等を行い、中心市街地活性化事業の関係者間の情報共有及び連携を図る。

- 2 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 3 法第15条第9項に基づく意見提出については、総会の決議を経ることを要する。
- 4 前項の決議を行う際の総会は、会員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 5 第3項の決議は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会)

第20条 理事会は、適宜開催し、協議会の活動を実施するうえでの連絡調整、活動報告及び収支決算、活動計画及び収支予算、規約の改正、役員を選出、タウンマネージャーの選出、入会申込者の承認、個別プロジェクトを検討するワーキンググループ会議の内容、その他協議会が必要と認める事項を審議し議決する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。
- 3 理事会は、理事の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 4 理事会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 理事会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 協議会の運営について助言を得るため、必要に応じて、理事会に関係者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第21条 幹事会は、適宜開催し、協議会の活動を実施するうえで個別プロジェクトを検討するワーキンググループ会議の連絡調整、活動報告及びタウンマネージメント会議の連絡調整、活動報告、その他、必要と認める事項を審議し、理事会等に報告する。

- 2 幹事会は、幹事をもって構成する。
- 3 幹事会は、幹事の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 4 幹事会の長は、幹事の中から互選で選任し、会長が委嘱する。
- 5 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。
- 6 幹事会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 協議会の運営について助言を得るため、必要に応じて、幹事会に関係者の出席を求めることができる。

(タウンマネージメント会議)

第22条 タウンマネージメントは、基本計画記載事業又は基本計画への記載を予定する事業について、事業者、地権者等の関係者及び幹事が出席し、事業ごとに適宜開催する。事業推進のための課題、又は事業化を目指すうえでの課題等について審議する。

- (1) 各種プロジェクトの企画・調整
- (2) ホームページ等で事務局に寄せられた意見集約・検討等
- (3) その他プロジェクトで協議した事項

- 2 タウンマネージメント会議は、幹事長が招集し、幹事長又はタウンマネージャーが議長となる。
- 3 タウンマネージメント会議の議事については、議事録を作らなければならない。

(ワーキンググループ会議)

第23条 協議会の目的を実行するため、個別プロジェクトを検討するワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループ会議は、基本計画記載又は基本計画への記載予定の個別プロジェクト毎の事業について、事業者、地権者等の関係者及び幹事が出席し、事業ごとに適宜開催する。事業推進のための課題、又は事業化を目指し、課題等の審議及び事業を実行する。

- (1) ワーキンググループ会議は、毎年度の活動計画に沿って実行する。
- (2) ワーキンググループ会議は、毎年度の活動状況を幹事会に報告する。

第6章 事務局

(事務局)

第24条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局の運営に必要な事項は、石巻商工会議所、株式会社街づくりまんぼう、石巻市が共同で処理する。
- 3 事務局の事務処理は、石巻商工会議所で処理する。

第7章 会 計

(会計年度)

第25条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(収入・支出)

第26条 協議会の収入は、会費等、補助金・交付金、運営協力金及び寄附金、その他事業収入等による。

2 協議会の支出は、負担金、会議費、事務費、事業費、その他運営に要する経費とする。

(運営協力金)

第27条 運営協力金とは、協議会の趣旨に賛同する事業者が、協議会運営にかかる費用について拠出する協力金のことをいう。

第8章 解 散

(解 散)

第28条 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を得て協議会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

附 則

1 この規約は、平成19年10月22日から施行する。

2 協議会初年度の事業期間は、設立日から平成20年3月31日までとする。

3 協議会の運営において、理事及び幹事等について、石巻商工会議所、株式会社街づくりまんぼう及び石巻市からは3名以内で選任することができる。なお、その他の会員については、1事業所・団体より1名とする。

4 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、理事会の承認を得て、別に定める。

5 第17条の新設に伴い、以下の条文を順次繰り下げることとし、本改正規則は平成21年6月29日より施行する。

(3) 会議経過

[平成30年度～]

平成31年1月25日	総会	第3期石巻市中心市街地活性化基本計画の策定について
令和元年5月8日	総会	第3期石巻市中心市街地活性化基本計画の策定について
令和元年10月16日	理事会	第3期石巻市中心市街地活性化基本計画について
令和元年10月29日	臨時総会	第3期石巻市中心市街地活性化基本計画について
令和2年6月30日	理事会	第2期石巻市中心市街地活性化基本計画のフォローアップについて 第3期石巻市中心市街地活性化基本計画の認定について
令和2年7月2日	総会 (書面)	第2期石巻市中心市街地活性化基本計画のフォローアップについて 第3期石巻市中心市街地活性化基本計画の認定について
令和3年1月29日	臨時総会 (書面)	石巻市中心市街地活性化基本計画の変更について

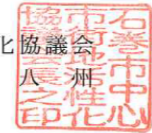
令和3年10月7日	理事会	石巻市中心市街地活性化について
令和3年10月29日	総会 (書面)	石巻市中心市街地活性化について
令和3年12月27日	臨時総会 (書面)	石巻市中心市街地活性化基本計画の変更について
令和4年5月16日	総会 (書面)	石巻市中心市街地活性化について
令和4年12月22日	臨時総会 (書面)	石巻市中心市街地活性化基本計画の変更について
令和5年4月24日	理事会・総会	石巻市中心市街地活性化について
令和6年1月15日	臨時総会 (書面)	石巻市中心市街地活性化基本計画の変更について

(4) 協議会から提出された主な意見

令和元年 11 月 11 日

石巻市長 亀山 紘 様

石巻市中心市街地活性化協議会
会長 青木 州



第 3 期石巻市中心市街地活性化基本計画策定に対する意見書

中心市街地の活性化に関する法律(平成 10 年法律第 92 号)第 15 条 9 項の規定に基づき、石巻市中心市街地活性化基本計画に対する意見書を提出します。

記

現在の石巻市は、東日本大震災被災後復興によるハード事業は概ね終了しつつあり、今後は整備されたハードと地域資源も活用したソフト事業を結びつけた活動の充実を図る必要があると考えられます。

全国各地の地方都市に於いては定住人口の増加も見込めない状況にあり、当市に於いても同様の問題を抱えております。

その様な中、当市の中心市街地の活性化を図るためには、人口減少時代に於いて交流人口の拡大に努める方向性を見据えた計画が有効的であると考えられます。

現在、石巻市に於いて「第 3 期石巻市中心市街地活性化基本計画」を策定中であり、これまでの計画を踏まえ新たな事業も取り入れながら、中心市街地の発展・活性化に努めて頂ける様強く望むところでございます。

この度の策定にあたり、以下のとおり意見を述べさせていただきます。

【基本方針について】

今回の計画にある①中心市街地のコミュニティの醸成による安心安全のまちづくり②地域の資源を生かした歩きたくなるまちづくり③地域の活力・市民の息づかいが見えるまちづくりの 3 つの基本方針はこれまでの経緯や今後を見据えたものであり、妥当と思われま

す。とりわけ、市民交流 4 施設の利用者の拡大を図り、コミュニティの醸成と交流人口の拡大について努めていただきたい。

【目標数値について】

復興整備が終盤に差し掛かり、石巻市内居住者も落ち着きつつあり、中心市街地の居住者の大幅な増加が見込まれない事が分析結果としており、交流人口を増やす方針に則り、中心市街地の交流が活性化される事、また、掲げた目標以上の成果が得られるよう努めていただきたい。

【事業内容について】

変更・継続事業、新規事業と多くの事業が計画に盛り込まれているため、効果的且つ効率的に事業推進を図っていただきたい。

以上

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

(1) 客観的現状分析、ニーズに基づく事業・措置の集中実施

① 第2期基本計画に基づく事業の実施状況及び評価

中心市街地の活性化に関する基本的な方針（前期計画の総括）に記載。

② 客観的現状分析

中心市街地の活性化に関する基本的な方針（（4）中心市街地の現状に関する統計的なデータの把握・分析）に記載。

(2) 地域住民のニーズ等の把握と現状分析

① 市民・事業者の意向調査

中心市街地の活性化に関する基本的な方針（（5）地域住民のニーズ等の把握・分析）に記載。

② 石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議

令和元年7月10日（水）に行われた令和元年度第1回石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議にて、委員13名に対して第3期計画の方針（事務局案）を説明のうえ、「1. 第3期計画の方針（事務局案）に対する意見や要望」「2. 中心市街地活性化の方向性」「3. 今後、行政が行うべき取組み」「4. 今後、民間が行うべきあるいは行いたいと考えている取組み」について意見聴取のため質問状を送付し、7名から得た回答を本計画策定の参考とした。

③ コンパクトシティいしのまき・街なか創生協議会

令和元年6月12日（水）に行われたコンパクトシティいしのまき・街なか創生協議会令和元年度第1回通常総会にて、出席者36名に対して第3期計画の方針（事務局案）を説明したところ、計画内容について意見は出されなかったが、策定後のモニタリングを定期的に行なっていくべき旨が意見として挙げられた。

④ 民間団体ヒアリングの実施

第3期中活計画に掲載する事業検討を行うため、中心市街地で継続的に活動を行っている民団団体へのヒアリングを行った。ヒアリングを行った民間団体名と日時は次頁の表の通り。

表 民間ヒアリング団体一覧

日にち	団体名
令和元年 6 月 13 日	(一社) ISHINOMAKI2.0
令和元年 6 月 19 日	いしのまき演劇祭、石巻劇場芸術協会
	ISHINOMAKI 金曜映画館
	(公社) 3.11 みらいサポート
令和元年 6 月 24 日	株式会社元気いしのまき
令和元年 6 月 25 日	合同会社巻組
	(一社) 石巻青年会議所
	(一社) 日本カーシェアリング協会
令和元年 6 月 26 日	立町大通り商店街振興組合
令和元年 6 月 27 日	石巻商工会議所
令和元年 6 月 28 日	石巻市子どもセンターらいつコンソーシアム
	合同会社 MY ラボ
令和元年 7 月 8 日	特定非営利活動法人 いしのまき NPO センター
	特定非営利活動法人 石巻復興支援ネットワーク
令和元年 7 月 16 日	(一社) 石巻観光協会
令和元年 7 月 19 日	(一社) 石巻圏観光推進機構

⑤ パブリック・コメントの実施

中心市街地活性化基本計画を推進していくためには、市民の理解と協力が欠かせない要素となることから、市基本計画案について市民の意見を広く聴取し、計画策定の参考とするため、令和元年 12 月 6 日（金）から 12 月 20 日（金）にかけてパブリック・コメントを実施し、その結果について市のホームページで公表した。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

(1) 中心市街地への都市機能の集積のための方針

総合計画基本構想（計画期間：平成19年度～令和2年度）

1) 基本構想（抜粋）

基本目標3：地域資源を活かして元気産業を創造するまち

人々が集い、住み、楽しく過ごせる中心市街地の再生を目指して

空き店舗や空き地の有効活用を図るとともに、商業機能や居住機能、少子高齢社会に対応した介護機能や子育て支援機能など、人々が集い、住み、楽しく過ごすことができる多様な機能が集積した、コンパクトで利便性の高い中心市街地の再生を目指します。

2) 基本計画（抜粋）

第6節 人々が集い、住み、楽しく過ごせる中心市街地を再生する

1 にぎわいのある中心市街地を再生する

市民とともに目指すまちの姿

中心市街地が、人々が集い、住み、楽しく過ごせる「にぎわいの場」として再生されています。

少子高齢化への対応支援

- ・少子高齢化の傾向が顕著であることから、空き店舗を活用し、子育て支援施設や情報交換のできる場や機会などをつくり、地域のニーズに対応した事業を展開しようとする事業者や商店街の支援に取り組みます。
- ・買い物代行サービスや宅配サービスといったソフト面での高齢化への対応や、来街者にやさしい商店街づくりとして商店街全体でのバリアフリー化等の取組みに対する支援を図ります。
- ・空き店舗を活用した「お休み処」の整備や歩道への「お休みベンチ」の設置などによって、高齢者でも安心して、ゆっくりと買い物が楽しめる環境づくりに努め、にぎわいの創出に努めます。

活性化イベント等の充実

- ・株式会社街づくりまんぼう等と連携しながら、石ノ森萬画館及びマンガロードを活用した活性化イベント等の開催や地元商店街等の新たな事業展開を支援し、にぎわいの創出に取り組みます。
- ・先進的な取組みに関するセミナーなどを開催し、中心市街地に対する市民意識の向上や街づくりリーダーの育成などに取り組みます。

2 魅力的な中心市街地を形成する

市民とともに目指すまちの姿

多様な機能が集積し、活気と魅力あふれる、歩いて楽しい中心市街地となっています。

多様な機能集積の推進

- ・中心市街地を歩いて暮らせる生活空間として再構築するため、市民と協働し、多様な都市機能などの集積に取り組みます。
- ・空き店舗などの有効活用を支援し、商業機能のみならず、居住・介護・子育て支援機能などが集積しやすい環境づくりに取り組みます。
- ・中心市街地での新たな事業展開に取り組む事業者や商店街等の支援に取り組みます。

テーマ性を持たせた商業集積の推進

- ・専門店や豊富な地域食材（地場産品）を活用した飲食店等の集積を図り、魅力ある商店街づくりの支援に取り組みます。

個性と魅力ある商店街づくりの支援

- ・より専門性の高い品揃えやきめ細やかなサービスなどを提供する、個性と魅力ある商店や商店街づくりを促進し、歩いて楽しく買い物ができる環境づくりに努めます。

都市計画マスタープラン（平成17年度～令和7年度）

第5章 都市計画マスタープランの基本方針（抜粋）

4. 将来都市構造

(1) まちの拠点

①都市核拠点

石巻駅周辺の既成市街地は、まちの都市核拠点と位置づけ、商業機能や行政サービス機能、業務機能だけではなく、居住機能の再生や多くの人が集まる多様で楽しめる機能を集積し、石巻市の顔として活性化を目指します。

(2) まちの土地利用

①都市づくりゾーン

石巻地域及び河南地域、河北地域の一部については、コンパクトな都市づくりを推進するゾーンと位置づけ、良好な都市環境の形成を目指します。

第6章 全体構想

1. 土地利用の方針

(1) 住宅地

◆まちなか住宅地

多様な都市機能の集積により、幅広い世代の多様なニーズへの対応を目指す、歩いて暮らせる住宅地を形成します。

◆周辺住宅地

◆郊外型新興住宅地

◆地域拠点市街地型住宅地

◆地域拠点集落型住宅地

(2) 商業・業務地

◆まちなか商業・業務地

多様な都市機能と業務中枢機能の集積のほか、対面販売などのコミュニケーションを活かした昔ながらの商店街の復活により、まちなかの再生を目指すにぎわいの商業・業務地を形成します。

[2] 都市計画手法の活用

中心市街地の活性化に関する施策を総合的に推進するとともに、都市機能の分散を抑制し、本市が目指す「コンパクトで成熟した市街地形成」を実現するため、準工業地域において、大規模集客施設（床面積 10,000 m²を超えるもの）の立地を制限するための特別用途地区を指定する「特別用途地区建築条例」を制定した。平成 22 年 1 月 25 日に開催した石巻市都市計画審議会において、説明し了承され、平成 22 年 2 月議会での議決後、条例施行及び都市計画決定を同時告示した。なお、当該条例は平成 30 年 3 月に改正し、ナイトクラブの立地制限についても対応可能である。

※大規模集客施設：建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第二（か）項に掲げる建築物をいう

■規制の概要

都市計画：特別用途地区

種 類：大規模集客施設制限地区

対象区域：準工業地域 608.6ha

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 中心市街地における公共公益施設の立地状況

中心市街地には、県、市等の施設が多く立地している。今後新たに整備される施設とともに、これらの既存ストックを有効に活用し、中心市街地の活性化を進めていく。

表 主要な公共公益施設

分類	設置主体	施設名
官公庁施設	市	石巻市役所
	市	石巻市防災センター
	県	石巻警察署／石巻駅前交番
医療・福祉施設	市	石巻市立病院
	市	石巻市保健相談センター
	市	ささえあいセンター
	市	石巻健康センター あいプラザ・石巻
	市	石巻市子どもセンターらいつ
文化・スポーツ施設他	市	石巻市石巻中央公民館
	市	石巻市かわまち交流センター
	市	石ノ森萬画館
	市	旧観慶丸商店

(2) 石巻市の大規模小売店舗の立地状況

表 中心市街地内及びそれ以外の大規模小売店舗（1,000㎡を超えるもの）

	店舗名称	店舗面積（㎡）	開店日
中心市街地内	①品川屋	1,450	S29.3
	小計（割合）	1,450	(1.0%)
中心市街地外 (10,000㎡超)	②イオンモール石巻	33,686	H19.3
	③イオンスーパーセンター石巻東店	16,917	H17.7
	④石巻蛇田ショッピングセンター	12,000	H18.4
	⑤イトーヨーカドー石巻あけぼの店	11,702	H8.6
	小計（割合）	74,305	(50.0%)
中心市街地外 (10,000㎡以下)	小計（割合）	72,648	(49.0%)
合計（割合）		148,403	(100.0%)

表 郊外型・ロードサイド型の主要大規模小売店舗等の出店状況

開店日	店舗名称	店舗面積（㎡）	用途地域
1954年3月	榊品川屋	1,450	商業
1971年9月	木村家具センター	1,101	近隣商業
1976年8月	ヨークベニマル大街道店	3,561	第2種住居
1983年6月	ビバホーム石巻店	4,792	第1種低住専
1986年11月	榊家具のイトウ	1,990	近隣商業
1992年10月	ホームマック石巻店	3,677	第2種住居
1993年5月	ヨークベニマル湊鹿妻店	4,078	第2種住居
1993年6月	ホームマック石巻東店	2,987	第2種住居
2013年5月	ザ・ビッグ石巻鹿又店	2,958	-
1996年6月	イトーヨーカドー石巻あけぼの店	11,702	第2種住居
1996年11月	ツルハドラッグ石巻中里店	1,199	近隣商業
1996年11月	ユノメ家具Z石巻店	4,038	準工業
1996年11月	みやぎ生活協同組合石巻大橋店	2,315	第2種住居
1997年9月	ウジエスーパー山下店	1,290	第2種住居
1998年8月	ヤマト屋書店 TSUTAYA 中里店	1,428	近隣商業
1998年11月	金港堂石巻店	1,421	準住居
2006年4月	河北アゼリアプラザ（ウジエスーパー飯野川店）	7,512	-
2000年7月	おざしビル（ヨークベニマル中浦店）	2,731	-
2005年7月	イオンスーパーセンター石巻東店	16,917	準工業
2006年4月	石巻蛇田ショッピングセンター	12,000	近隣商業
2007年3月	イオンモール石巻	33,686	準工業
2007年7月	ケーズデンキ石巻本店	4,473	準住居
2007年11月	石巻蛇田中央ショッピングセンター	6,820	近隣商業
2008年4月	みやぎ生活協同組合蛇田店	3,728	第2種住居
2008年10月	石巻ファッションモール	2,567	第2種住居
2010年12月	ニトリ石巻店	5,305	準住居
2015年5月	ツルハドラッグ石巻河北店	1,381	-
2016年8月	あいのや新蛇田店	1,717	第1種住居
2018年3月	フジヤ あゆみ野本店	1,296	第1種住居
2019年2月	みやぎ生活協同組合石巻渡波店、薬王堂石巻渡波店	1,983	第2種住居

表 石巻市周辺部（東松島市）の大規模小売店舗等の出店状況

	店舗名称	店舗面積（㎡）	用途地域
1989年11月	矢本ショッピングプラザ（ヨークベニマル矢本店）	4,845	第2種住居
1993年9月	ダイシン矢本店	1,920	準工業
2003年4月	イオンタウン矢本（マックスバリュ矢本店）	13,633	調整区域
2013年8月	イオンタウン矢本Ⅱ期	2,923	調整区域

(3) 中心市街地における主要施設の移転・閉店の経緯

表 中心市街地における主要施設の移転・閉店後の跡地利用

年	移転・閉店	移転・閉店後の跡地利用
平成 29 年	エスタ	未定

[4] 都市機能の集積のための事業等

(1) 市街地の整備改善のための事業

- ・石巻市防災センター活用事業
- ・かわまち交流拠点整備事業
- ・かわまちづくり整備事業（水辺の緑のプロムナード）
- ・中瀬公園整備事業
- ・石巻マンガロード整備活用事業

(2) 都市福利施設を整備する事業

- ・ささえあいセンター整備事業
- ・石巻健康センターあいプラザ・石巻活用事業
- ・高齢者向け優良賃貸住宅建設促進事業

(3) 街なか居住の推進のための事業

- ・優良建築物等整備事業
- ・定住促進住宅取得等補助金
- ・空き地・空き店舗活用助成金

(4) 商業の活性化のための事業

- ・優良建築物等整備事業（商業施設）
- ・いしのまき元気いちば運営・石巻の食発信事業
- ・石ノ森萬画館実施事業
- ・かわまちエリアマネジメント事業
- ・街なか集客販促イベント共同化事業

(5) 4から7までの事業及び措置と一体的に推進する事業

- ・住民バス等運行事業
- ・路線バス運行事業

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1) 個別事業等に関連した実践的・試行的活動の内容・結果等

① 橋通りにおける各種活動

平成27年4月、橋通りに低未利用地の活用による賑わい創出と新規創業を目的としたチャレンジショップ群である橋通りCOMMONがオープンした。平成29年にはCOMMON-SHIP橋通りとしてリニューアルオープンし営業を続けており、これまで計5店舗が中心市街地の空き店舗等へ出店を果たしている。また、敷地内では音楽ライブや展示会など不定期のイベントが多数開催されているほか、施設の面する橋通りでは年に数回歩行者天国となり、手づくり市や食に関連したイベントなど市民の企画による催事が行われている。

[2] 都市計画との調和等

(1) 都市計画マスタープラン

第5章 都市計画マスタープランの基本方針（抜粋）

4. 将都市構造

(1) まちの拠点

①都市各拠点

石巻駅周辺の既成市街地は、まちの都市各拠点として位置付け、商業機能や行政サービス機能、業務機能だけでなく、居住機能の再生や多くの人が集まる多様で楽しめる機能を集積し、石巻市の顔として活性化を目指します。

(2) まちの土地利用

①都市づくりゾーン

石巻地域及び河南地域、河北地域の一部については、コンパクトな都市づくりを推進するゾーンと位置づけ、良好な都市環境の形成を目指します。

[3] その他の事項

(1) 国の地域活性化施策との連携

国においては、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づき、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、本市においても国の総合戦略を勘案した「石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、具体的な施策の中で、「中心市街地及びその周辺の賑わいの再生」として、「石巻市中心市街地活性化基本計画」の重要業績評価指標（K P I）を位置付けている。

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	基本方針による中心市街地の活性化の意義及び目標を踏まえ、コンパクトで活力ある中心市街地づくりを目指すことを記載している。【1- (8) 中心市街地の活性化に関する基本的な方針及び3. 中心市街地の活性化の目標 参照】
	認定の手續	当基本計画の内容については、石巻市中心市街地活性化協議会と協議を行っており、令和元年11月11日付で意見書が提出されている。【9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項の [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項 参照】
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	中心市街地の位置及び区域は、中心市街地の各要件を満たしている。【2. 中心市街地の位置及び区域の [3] 中心市街地要件に適合していることの説明 参照】
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	市の推進体制、中心市街地活性化協議会との関係、客観的現状分析等及び様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整について、十分取り組んでいる【9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 参照】
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	今後のまちづくりにおいて、可能な限り中心市街地に公共公益施設の整備を進めていくとともに、準工業地域における大規模集客施設の立地の制限に取り組むことを明確化している。【10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項の [2] 都市計画手法の活用 参照】
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	市総合計画基本構想などの法やその他法令に基づく種々の計画と整合を図った計画となっている【11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項 参照】

第2号基準基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	基本コンセプト、基本方針に沿った計画期間内において着手（完成or継続）する事業について4から8.において記載している。
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	記載している各事業の実施が、数値目標の達成に寄与することを合理的に説明している【3. 中心市街地の活性化の目標 参照】。また、各事業の各数値目標向上への効果について、言及するとともに、それを一覧表としてまとめている。
第3号基準基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	全ての事業において、事業主体は特定しており、相互に調整と連携を図りながら円滑な事業実施を目指す。
	事業の実施スケジュールが明確であること	全ての事業の実施スケジュールは、令和6年度までに着手（完成or 継続）を想定したもとのとなっている。